

## 松実会地域包括支援センター運営規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人松実会が設置する地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する「介護予防支援事業」をいう。）第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する「第1号介護予防支援事業」をいう。）（以下「支援事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者（法第8条の2第2項に規定する「居宅要支援者」及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する「居宅要支援被保険者等」をいう。）に対し、適正な支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業所は、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し支援事業を行うものとする。
- 2 支援事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援事業を行うものとする。
  - 3 支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
  - 4 支援事業の運営に当たっては、関係市町村並びに指定居宅介護支援事業者並びに介護保険施設、保健医療サービス及び福祉サービス関係者並びに住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

**第3条** 支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 松実会地域包括支援センター

所在地 滝沢市菓子732番地2

(職員の職種、員数及び業務内容)

**第4条** 事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 次のいずれかの要件を満たす者(以下「担当職員」という。) 1人以上
  - ア 保健師又は経験ある看護師
  - イ 社会福祉士又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事
  - ウ 介護支援専門員

2 管理者は、担当職員の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

3 担当職員は、支援事業の提供及び必要な事務を行う。

(開業日及び開業時間)

**第5条** 事業所の開業日及び開業時間は、次のとおりとする。

- (1) 開業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
- (2) 開業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(支援事業の提供方法及びその内容)

**第6条** 支援事業の提供方法及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 提供方法は、滝沢市指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援等、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月20日条例第1号)第16条の規定に従い、実施するものとする。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、第3条に規定する事業所内及び利用者の居宅又は、介護予防サービス事業所内とする。
- (4) 事業所は、指定介護予防事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者等に対し、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する情報、意見等を1月に1回以上聴取するものとする。
- (5) 担当職員による居宅訪問月、その頻度等は、次のとおりとする。この場合において、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、

電話等により利用者の状況把握に努めるものとする。

ア アセスメント時及びサービスの評価期間終了月並びにその間の3か月に1回以上

イ 利用者の状況に著しい変化があったとき。

(6) 担当職員は、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録するものとする。

(利用料その他の費用の額)

**第7条** 介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号介護予防支援事業の利用者の額は市で定める。この場合において、支援サービスのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

**第8条** 通常の事業の実施地域は、滝沢市内北部圏域とする。(別紙のとおりとする。)

(苦情処理)

**第9条** 当事業所は、自ら提供した支援事業、又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

**第10条** 当事業所は、利用者に対する支援事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、支援事業の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

**第11条** 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当事業所は、支援事業の提供中に、担当職員又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報す

るものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 当事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 当事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(守秘義務)

第15条 当事業所の職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 当事業所が知り得た利用者及び家族の個人情報については事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及び家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 当事業所は、支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に支援事業の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲及び業務量について配慮する。
- 3 当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第17条 この規定により難い事項及びこの訓令の実施に関し必要な事項は、社会福祉法人松実会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

改正 令和6年4月1日規定